

第2章 未来を拓く快適・便利なまち

未来を拓く快適

・便利なまち

■ 1. 計画的土地利用の推進

1. 適正な土地利用の推進
2. 地域特性を生かした土地利用の推進
3. 土地情報の管理・充実

■ 2. 道路体系の充実

1. 広域幹線道路の整備促進
2. 市内道路ネットワークの充実
3. 身近な道路環境の充実

■ 3. 公共交通の充実

1. 交通結節点の利便性の向上
2. 広域交通の充実
3. 身近な公共交通システムの充実

■ 4. 上水道の整備

1. 安全でおいしい水の安定供給
2. 水道事業の健全経営

■ 5. 下水道の整備

1. 公共下水道事業の推進
2. 農業集落排水事業の推進
3. 処理槽市町村整備推進事業の推進
4. 下水道施設の適切な維持管理
5. 水洗化の促進

■ 6. 住環境・景観の保全と整備

1. 良好的な住環境の形成
2. 霊園・墓地の適正な管理運営
3. 地域特性を生かした景観の創造

■ 7. 公園・緑地・水辺の整備

1. 計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全
2. 拠点となる公園の整備・活用
3. 公園の適切な管理

第2章 未来を拓く快適・便利なまち

1 計画的土地利用の推進

基本方針

「市都市計画マスターplan」に基づき、優良な農地や良好な自然環境の保全に努めるとともに、地域特性を生かした土地利用を推進します。

現況と課題

本市は、全域が非線引き（市街化区域^{*}及び市街化調整区域^{*}を定めない）都市計画区域^{*}となっており、羽鳥・小川地域を中心に用途地域^{*}が指定されています。

都市計画法による乱開発の防止と計画的な開発の誘導により、地域の特性を生かしたまちづくりを目指して土地利用を進めていますが、用途地域^{*}以外の地域では、農地や林地などに住居系・工業系の開発の混在化がみられる一方、市街地の空洞化、商業施設や住宅の郊外立地など、社会経済情勢を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

市の一体性の確保に向けた道路整備が進められていることから、それらを踏まえた総合的な土地利用を図っていくことが重要となっています。

また、「市農業振興地域整備計画^{*}」に基づく農用地区域^{*}の指定により優良農地の確保に努めていますが、広域交通体系の整備に伴い農用地などからの転換が増大する無秩序な開発などを抑制し、土地利用の混在が生じないよう適切な規制・誘導と適正な土地情報の管理が必要となっています。

農用地や平地林などの自然的土地区分については、豊かな自然環境を健全に維持していくとともに、基幹産業である農業を維持し活性化する基盤として、バランスある自然的資源の保全と活用を図る必要があります。一方、住居系の用途や工業系の用途、商業業務系の用途などに利用されている都市的土地区分については、既存の市街地や交通結節点、道路ネットワークなどを踏まえた効果的な土地利用を図る必要があります。

本市では、これらの社会情勢の変化に対応し、また、一体的な都市を形成するため、平成22年3月に都市計画の指針となる「市都市計画マスターplan」を策定し、計画的な都市づくりを進めています。今後は、この方針に基づきながら、自然的土地区分と都市的土地区分とのバランスに配慮しつつ、一体的かつ計画的な調和のとれた土地利用を図る必要があります。

■用途地域の指定状況

種類	地区面積 (ha)	構成比	種類	地区面積 (ha)	構成比
第一種低層住居専用地域	268.0	52.3%	準住居地域	11.0	2.2%
第二種低層住居専用地域	15.0	2.9%	近隣商業地域	9.6	1.9%
第一種中高層住居専用地域	14.0	2.7%	商業地域	0.0	0.0%
第二種中高層住居専用地域	0.0	0.0%	準工業地域	2.7	0.5%
第一種住居地域	81.0	15.8%	工業地域	52.0	10.2%
第二種住居地域	39.0	7.6%	工業専用地域	20.0	3.9%
合計				512.3	100.0%

※平成24年3月31日現在 資料：都市計画現況調査

■用途地域図



凡例

- [深緑] 第一種低層住居専用地域
- [薄緑] 第二種低層住居専用地域
- [緑] 第一種中高層住居専用地域
- [黄] 第一種住居地域
- [オレンジ] 第二種住居地域
- [茶] 準住居地域
- [淡紅] 近隣商業地域
- [紫] 準工業地域
- [水色] 工業地域
- [青] 工業専用地域
- [黒線] 都市計画区域
- [緑線] 都市計画公園
- [白線] その他の都市施設



個別施策

1. 適正な土地利用の推進《2101》

- ①土地利用関係計画の総合的な調整を図るとともに、無秩序な開発行為の未然防止と土地利用の適正な誘導に努めます。
- ②まちづくりの総合的な指針である「市都市計画マスターplan」に基づき、一体的・計画的な調和のとれた土地利用を推進します。
- ③優良な農用地を確保するため、「市農業振興地域整備計画^{*}」の適正な運用を図っていくとともに、計画の見直しにあたっては経済情勢などの変化を勘案し、他の土地利用計画との整合性を図ります。

2. 地域特性を生かした土地利用の推進《2102》

- ①「市都市計画マスターplan」に基づき、都市施設の適正な配置や、茨城空港周辺などにおける土地利用の規制・誘導に努め、地域の特性を生かした土地利用を推進します。

3. 土地情報の管理・充実《2103》

- ①計画的な土地利用の推進や行政の効率化を図るため、地籍調査など土地情報の管理・充実に努めます。
- ②都市計画基本図の電子データ化を推進するとともに、都市計画支援システムの活用により、情報の効率的な運用に努めます。



2 道路体系の充実

基本方針

広域及び市内地域間の交流と連携を強化するため、広域幹線道路と市内幹線道路の良好な道路ネットワークの構築を目指すとともに、交通弱者に配慮した安全快適な道路環境の整備に努めます。

現況と課題

本市の幹線道路網は、常磐自動車道、国道6号、国道355号をはじめ、主要地方道4路線、一般県道7路線が基軸となっており、広域及び市内地域間の連携・交流を支える重要な役割を担っています。

また、茨城空港へのアクセス機能の強化のため、石岡小美玉スマートＩＣ^{*}の開通をはじめ、東関東自動車道水戸線や常磐自動車道から空港への連絡道路となる県道上吉影岩間線バイパスの整備など、本市の骨格的な道路網の形成に向けた各種道路等の整備が進められているところです。

こうした道路網の整備は、地域の開発や経済の発展、関係する地域住民の生活利便性を高める効果が期待されます。しかし一方で、交通量の変化に伴う市民生活への影響も考えられるため、市道路整備指針に基づき、計画的かつ効果的な道路整備を実施していくとともに、沿線住民の快適な生活や、歩行者の安全を確保する必要があります。

そのため、市内の主要な拠点を結ぶ道路ネットワークを強化する市幹線道路や、市民生活に欠かせない生活道路の整備を計画的に進めていく必要があります。

さらに、子どもや高齢者をはじめ、すべての方に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、多様な機能を十分に發揮させる道路づくりに取り組みながら、維持管理に努める必要があります。

■小美玉市の市道の状況

市道等級	道路実延長 (m)	道路舗装延長 (m)	道路舗装率 (%)	歩道設置道路延長 (m)	歩道設置率 (%)
1級	111,328	110,986	99.69	50,450	45.32
2級	64,513	62,820	97.38	9,877	15.31
その他	1,237,736	576,511	46.58	23,775	1.92
総計	1,413,577	750,317	53.08	84,102	5.95

※平成24年3月31日現在 資料：管理課

第2章 未来を拓く快適・便利なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■道路改良率 広域及び市内地域間の交流と連携を強化するため、道路実延長に対する改良率の向上を目指す。	35.3% (平成23年度)	38%
■道路舗装率 安全面や環境面に配慮した道路や、多様な機能を発揮する道路とするため、道路実延長に対する舗装率の向上を目指す。	53.1% (平成23年度)	58%

個別施策

1. 広域幹線道路の整備促進《2201》



- ①茨城空港へのアクセス機能を強化し、周辺都市との連携や、広域的な主要幹線道路網を形成するため、国道・県道の整備促進を図ります。

2. 市内道路ネットワークの充実《2202》



- ①市内幹線道路などのネットワークの充実を図るため、国や県の計画や「市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、計画的な道路整備に努め、整備にあたっては、重点化、効率化によりコスト縮減を図ります。
- ②生活道路については、各地区からの要望等を踏まえ、緊急性や必要性を検討し、安全で快適な生活環境の向上を図るため、道路改良や交差点の改良を実施します。

3. 身近な道路環境の充実《2203》



- ①子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に利用できる歩道整備やバリアフリー化を推進します。
- ②地域の住民と協力しながら定期的なパトロールを行うなど、安全な維持管理に努めます。
- ③各地区からの要望等を踏まえ、緊急性や必要性を検討し、地権者や関係機関の協力を得ながら維持補修に努めます。



3 公共交通の充実

基本方針

鉄道の利便性向上やバス路線の維持に努めるとともに、本市に合った公共交通の導入を検討し、誰もが快適に利用できる公共交通網の整備を推進します。

現況と課題

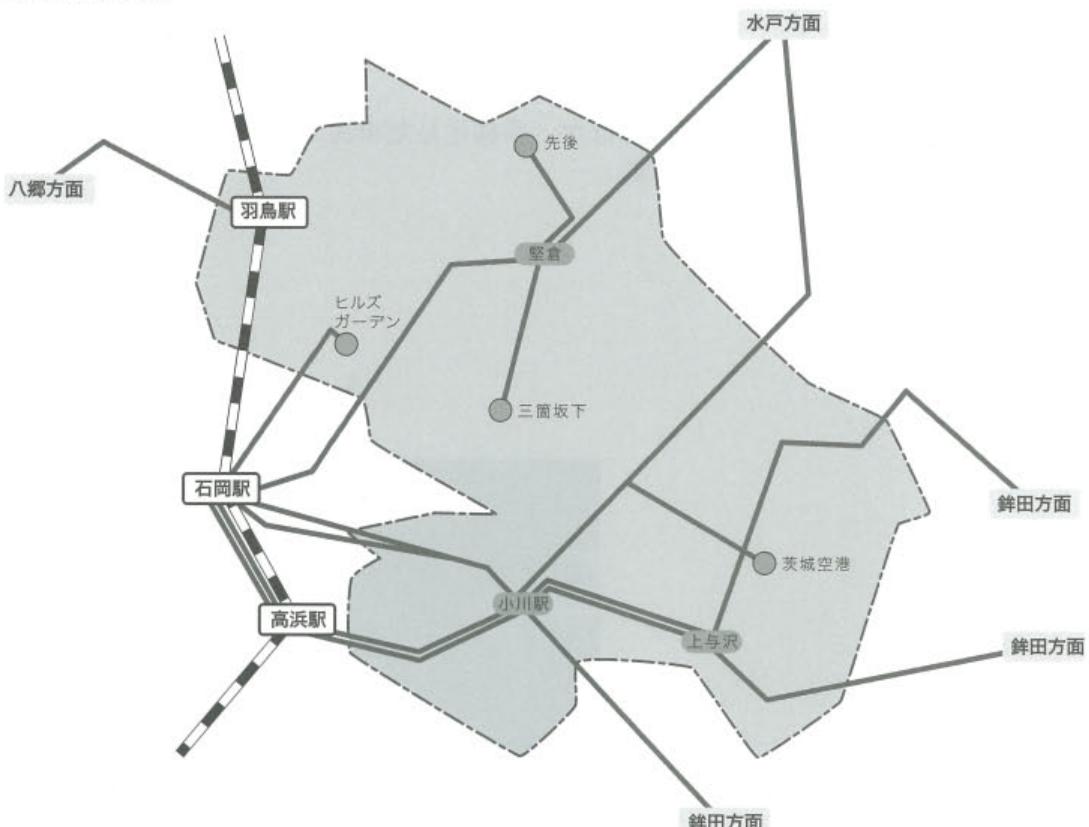
本市における公共交通は、JR常磐線と路線バス及び平成21年度に開港した空港、茨城空港があります。

JR羽鳥駅における平成23年の1日平均乗車人員は約2,230人ですが、本市は東京都心などへの通勤圏内であり、市民、さらには茨城空港利用者の利便性の向上を図るために、JR常磐線運行の充実・強化などとともに、JR羽鳥駅の高齢者に対応したバリアフリー化など駅舎機能や駅前広場の充実が求められています。

今後は、本市の鉄道の玄関口であるJR羽鳥駅の橋上化と、バリアフリーに対応した自由通路や駅前広場の一体的再整備により、鉄道とバスの結節機能の強化を図るなど、交通弱者を含むすべての人に配慮した施設整備が必要です。

平成22年8月に運行開始されたかしてつバスを含め、現在市内では2社9路線のバスが運行されていますが、JR羽鳥駅などの交通結節点や市役所などの公共施設を連絡する路線はありません。車社会の進展に伴う利用者の減少により、バス運行本数の確保や、路線の維持・存続が課題であり、茨城空港との連絡強化や、集落の分散、高齢化などを見据えて、身近な交通手段である路線バスの維持に努めるとともに、効果的かつ効率的な新たな交通システムの導入を図る必要があります。

■市内バス路線の状況



第2章 未来を拓く快適・便利なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■公共交通に対する市民の満足度 新たな公共交通システムの導入などにより、公共交通に対する市民の満足度の向上を目指す。	28.4% (平成23年度)	50%
■羽鳥駅の乗車人員（1日平均） 茨城空港の開港や羽鳥駅の一体的再整備などにより交通ネットワークの強化を図りながら、羽鳥駅の乗車人員の増加を目指す。	2,230人/日 (平成23年度)	2,500人/日

個別施策

1. 交通結節点の利便性の向上《2301》



- ①鉄道利用者に配慮した施設機能の充実と公共交通の連絡強化を図るため、JR羽鳥駅の橋上化、自由通路と駅前広場の一体的整備を推進します。
- ②かしてつバスなどのバス路線の結節点である旧鹿島鉄道の常陸小川駅跡地を整備し、公共交通に対する利用者の快適性や利便性を高め、利用促進を図ります。
- ③パークアンドライド*など利用者に配慮した、利便性の高い公共交通結節点の充実に努めます。

2. 広域交通の充実《2302》



- ①茨城県との連携のもと、茨城空港から発着する就航路線の拡充を促進します。
- ②市民や来訪者の鉄道の利便性向上を図るため、運転本数の増便や特急列車の羽鳥駅停車など、関係機関へ要望していきます。
- ③JR羽鳥駅から空港までの交通アクセスを確保するほか、高速バス停留所の設置促進など、広域交通の利便性向上に努めます。

3. 身近な公共交通システムの充実《2303》



- ①路線バスの維持確保に努めるほか、多様化した市民ニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を図ります。



4 上水道の整備

基本方針

安全・安心なおいしい水の安定的な供給を行うため、効率的な事業運営による水道事業の経営の健全化を図るとともに、適切な施設の維持管理に努めます。

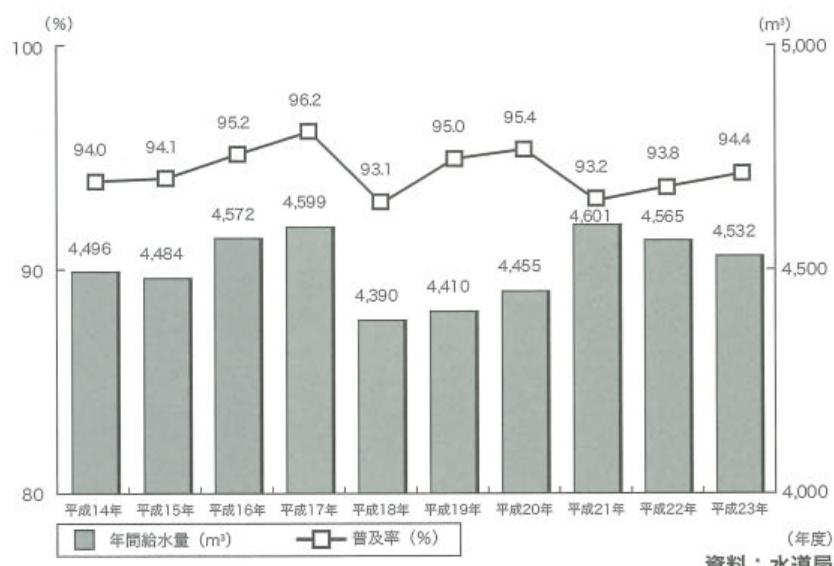
現況と課題

水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。

小美玉市の水道事業は、平成18年3月の合併時には「小川地区水道事業」「美野里地区水道事業」の2事業体により運営されていました。水道料金の統一と事業効率化を図るため、平成21年1月に小川地区・美野里地区の水道料金を統一し、平成21年度から事業統合による「小美玉市水道事業」としてスタートしました。また、玉里地区については、引き続き一部事務組合の湖北水道企業団に加入しています。

平成23年3月11日の東日本大震災では、浄水場施設等への重大な被害はなかったものの、老朽配水管や各家庭への給水管にかなりの被害が発生しました。近い将来には首都直下型地震の発生も予測され、また、水道事業創設から30年以上が経過していることから、平時はもちろんのこと、災害時においても安全で安定的な水道水を供給できるように、今後も、適正な維持管理による施設の延命化を図りながら、浄水場施設等の更新、老朽管の更新等、財政状況も考慮した計画的な施設整備が重要な課題となっています。さらに、経営の健全化のためには、企業債残高の増大、水道料金収入が減少傾向にあるという状況の中、更なる料金収納率の向上、事務の効率化に努め、将来的な水道料金の改定も視野に入れながら、安定した経営を目指す必要があります。

【普及率と年間総給水量の推移】



資料：水道局

第2章 未来を拓く快適・便利なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■有収率 給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合を表す比率(有収率)の向上を目指す。	85.7%	89%
■老朽配水管改修率 整備済みの配水管のうち、老朽化し布設替えが望ましい配水管の改修率向上を目指す。	64.9%	75%

個別施策

1. 安全でおいしい水の安定供給《2401》

- ①老朽配水管の更新を計画的に推進し、有収率の向上を目指します。
- ②水需要に対応した安定供給を行うため、浄水場施設等の計画的な更新及び維持管理の強化を図ります。
- ③災害時においても、安定的に供給できる給配水施設の耐震化や機能強化に努めます。
- ④玉里地区については、湖北水道企業団との連携強化に努めます。



重点
3

2. 水道事業の健全経営《2402》

- ①水道料金収納率の向上、事務の効率化に努め、水道事業の安定経営を図ります。



5 下水道の整備

基本方針

公共用水域への汚濁負荷を削減し、すべての市民が、快適で衛生的な生活ができる環境づくりを目指します。

現況と課題

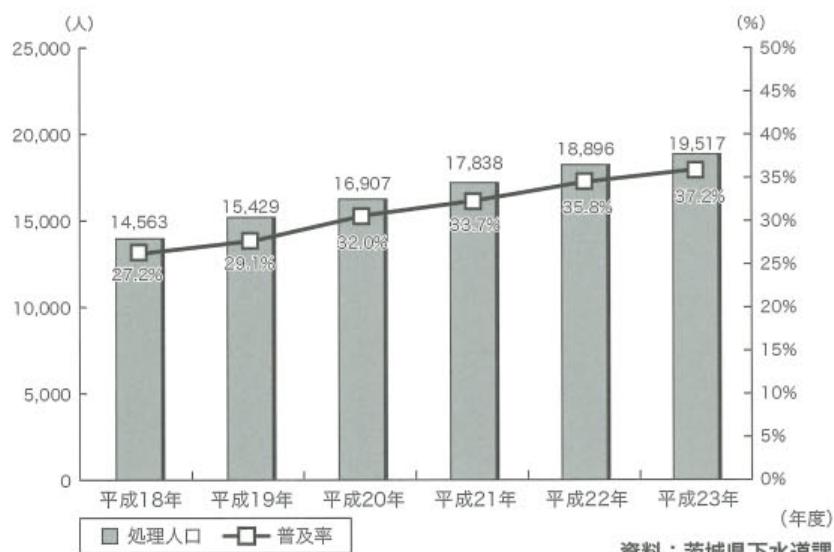
生活排水対策事業は、市民の快適で衛生的な生活環境の創造と公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たしていますが、本市の生活排水処理率は62.9%（平成24年現在）にとどまっており、今後も一層の整備が求められています。

公共下水道事業は、昭和63年に事業に着手して以来、順調に整備が進んでいるものの、平成23年度末での普及率は37.2%と茨城県平均の57.9%を大きく下回り、県内44市町村中29位となっており、今後とも未整備地区の早期整備により普及率の向上を図る必要があります。また、平成23年度末で約207kmの污水管と2カ所のポンプ場を整備していますが、施設の一部は建設後約25年を迎え老朽化が進んでいることから、これらの施設の延命化や耐震化等の機能向上を図るために、的確な措置を講じていく必要があります。

農業集落排水事業は、全計画地区（9地区）のうち3地区で整備が完了し、供用を開始しています。平成24年度末には巴中部第1期地区の工事が完了し、25年度から供用開始されるとともに第2期地区の整備に着手します。今後も計画地区における農業用排水の水質の汚濁を防止し、健全な水循環に資するとともに基礎的な生活環境の向上のため、計画的な事業の推進に努め、未着手地区の早期事業化を図る必要があります。

また、浄化槽設置事業については、下水道事業認可計画区域及び農業集落排水事業実施区域以外の区域を対象に、浄化槽市町村整備推進事業を引き続き実施し、集合処理が困難な地区的生活排水対策を推進していく必要があります。

【普及率と下水道処理人口の推移】



資料：茨城県下水道課

第2章 未来を拓く快適・便利なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■公共下水道普及率 快適で衛生的な生活環境づくりを推進していくため、下水道普及率の向上を目指す。	37% (平成23年度)	48%
■農業集落排水事業整備率 計画地区（全9地区）のうち未着手地区において、農業集落排水事業の実施により、整備率の向上を目指す。	40%	45%
■市設置型浄化槽設置数 集合処理が困難な地区的生活排水対策のため、市設置型浄化槽について、毎年30基の設置を目指す。	137基	187基

個別施策

1. 公共下水道事業の推進《2501》

①事業計画に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。

2. 農業集落排水事業の推進《2502》

①計画地区9地区的うち未着手地区的早期採択を目指します。

②公共下水道事業や浄化槽市町村整備推進事業との整合を図り、より効率的な事業が展開できるよう整備計画の策定を行います。

3. 浄化槽市町村整備推進事業の推進《2503》

①下水道事業認可計画区域及び農業集落排水事業実施区域以外の区域の、集合処理が困難な地区的生活排水対策を推進します。

4. 下水道施設の適切な維持管理《2504》

①長寿命化計画の策定を通して、施設の状況を的確に把握し、計画的な補修及び機能の強化を図り、施設の効率的かつ適正な維持管理に努めます。

5. 水洗化の促進《2505》

①接続指導やPR活動を行い、公共下水道事業及び農業集落排水施設の処理区域内における水洗化の促進を図ります。

6 住環境・景観の保全と整備

基本方針

住宅の供給に際しては、田園環境と調和のとれた安全で暮らしやすい住宅地づくりを促進するとともに、市営住宅の適切な維持・管理と高齢社会に対応した住宅施策を推進します。霊園については、その管理・運営方法の検討や墓地の計画的な拡大を進めます。景観形成については、総合的かつ計画的な景観施策を推進します。

現況と課題

◆住環境

新たな定住人口の受け皿となる住宅は、時代のニーズを踏まえ、生活利便性だけでなく、ライフスタイルの変化や防犯・防災等といった安全・安心な環境への配慮など様々な要素を勘案して、住宅施策を展開していく必要があります。本市では、茨城空港の開港や空港関連道路の整備など、広域的な交通ネットワークの充実が図られてきたことから、新たな住宅地の需要が発生することも予想されます。今後、これらの住宅地ニーズを戦略的にとらえていくとともに、高度情報化社会に対応する情報インフラの整備や、低炭素社会に対応する太陽光発電などのエコ対策に配慮した、民間活力の適切な誘導方策が必要です。また、高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者がいきいきと生活できる住宅づくりを推進することが課題になります。市営住宅においては、既に建替えが済んだハトリ第2団地、雷神前住宅、大塚団地、大黒団地の4団地は、住宅困窮者に良好な住環境を提供しています。しかしながら、昭和41年から昭和51年までに建設した市営住宅については、耐用年数の経過に伴い老朽化が著しくなっています。

◆墓地

核家族化の進展に伴い墓地需要が増加しており、居住地の近隣地に墓地を求める傾向があります。市が管理する唯一の市営美野里霊園は、平成26年度までに全1,687区画のすべてが利用される見通しです。今後は、現有施設の適正な管理とともに墓地の造成を行うなど、将来の墓地需要への対応が求められています。

◆景観

本市では、緑豊かな道路空間の整備や花づくり事業など、景観に配慮した環境整備を進めしており、市民主体による景観づくりの活動も盛んに行われております。一方で、良好な景観を損ねる屋外広告物やごみのポイ捨て、不法投棄などのマナー違反や不正行為による景観を阻害する事態も後を絶たない状況です。こうした景観に悪影響を及ぼす行為への対策として関連する制度との連携や手法を活用しながら、市民との協働による景観づくりの取組みを一層促進し、自然と調和した環境づくりに努める必要があります。また、真の豊かさやゆとりが求められている中で、霞ヶ浦などの水と緑に育まれた豊かな自然環境の保全など、今まで以上に個性ある美しいまちなみづくりや、環境と調和したうるおいのある快適なまちづくりが求められています。さらに、茨城空港の開港に伴い来訪者の増大が予想されることから、関連施設周辺や幹線道路沿道などにおける総合的で一体的な景観施策の展開が重要となります。

個別施策

1. 良好な住環境の形成《2601》

- ①「市住生活基本計画」を策定し、民間活力の適切な誘導を図るなど、良好な住宅地の供給に努めます。
- ②市営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が深刻な市営住宅については、状況に応じて、改修や廃止を検討します。
- ③高齢者がいきいきと生活できるように、住宅のバリアフリー化の啓発・普及を促進します。
- ④高度情報化社会や低炭素社会への対応として、情報インフラ（基盤）の整備・充実や、省エネ対策や新エネルギーの導入支援についても検討します。

2. 靈園・墓地の適正な管理運営《2602》

- ①「市営美野里霊園」の美化管理の徹底と効率的な運営に努めるとともに、墓地需要の動向に鑑み、計画的な造成を推進します。

3. 地域特性を生かした景観の創造《2603》

- ①歴史を感じさせる、風格をつくる、すっきりさせるなど都市景観の形成を目指し、「県景観形成条例」を遵守し適切な指導を行うとともに、「県屋外広告条例」に基づく規制・誘導を図ります。
- ②花いっぱい運動や環境美化活動など、市民の主体的な取組みにより、自然と調和した景観づくりを推進します。



7 公園・緑地・水辺の整備

基本方針

計画的な公園・緑地・水辺の保全・配置・整備を推進し、市民や来訪者が気軽に集い憩う、賑わいのある交流空間の形成を図ります。

現況と課題

公園・緑地は、児童・青少年にとって健全な活動の場所であるとともに、住民一人ひとりにとって憩いの場所としても親しまれています。また、災害時の避難場所にもなりうるなど、良好な都市環境を形成していく上で、非常に重要な役割を担っています。

本市には、5カ所の都市公園が配置されており、また、その他の公園・緑地・各種の広場も点在し、様々な住民活動に利用されています。

しかしながら、人口が集中する市街地での施設整備率が低いことから、今後も引き続き良好な自然資源の保全を考慮しつつ、都市公園並びに緑地広場などの整備を進めることが必要です。また、既存の施設についても遊戯施設の定期的な点検・修繕を実施し、利用者の安全確保を図る必要があります。

現在、茨城空港の隣接地で、良好な自然環境を保全・再生した環境保全型緑地の整備が進められています。

また、本市の南側には水郷筑波国定公園に位置付けられた霞ヶ浦が広がっているほか、市内には園部川や巴川などの河川や、池花池や遠州池などの多くの池が点在し、身近な水辺空間として市民に親しまれています。特に霞ヶ浦は、年間を通じて地元住民をはじめ、他県から多くの人が来訪していますが、受け入れる施設や体制が十分でないことや、利用者のマナーの欠如が問題となっています。

台地上に広がる平地林や、霞ヶ浦や河川流域から眺望できる斜面林、緑地環境保全地域に指定されている下馬場地区、大宮地区の歴史的資産である社寺林などの樹林地は、水辺空間とあいまって良好な自然環境を形成しています。

これらの自然環境は、動植物の貴重な生息域であるとともに、環境への負荷の軽減や良好な自然環境の構成要素として、さらにはレクリエーションの場として重要な役割を果たしていることから、その保全と有効な活用が課題です。

■公園・緑地などの整備状況

名 称	面 積 (ha)	名 称	面 積 (ha)	名 称	面 積 (ha)
★東平児童公園	0.32	下吉影薬師台球場	1.20	美野里ふれあい運動広場	1.40
★希望ヶ丘公園	10.80	野田野球場	1.50	中根野球場	0.60
★空港公園	19.30	横町公園	0.10	羽木上森林公园	1.40
★堅倉わんぱく公園	0.45	半溜池緑地広場	0.40	道海池緑地広場	0.50
★仲丸池公園	2.02	北山池緑地広場	0.10	紋谷池緑地広場	0.30
★先後公園	0.92	高場池緑地広場	0.20	陣屋池緑地広場	0.70
小川運動公園	6.10	羽黒古墳公園	0.70	玉里ふれあい公園	0.60
堅倉運動広場	1.90	玉里運動公園	9.80		
羽鳥運動広場	1.40	納場運動広場	1.10		

★は都市公園33.81ha（但し整備済み面積は14.51ha）

※希望ヶ丘公園の都市計画決定面積は3.8haで、表示は野球場、テニスコート、多目的広場名等の併設部分を含めた面積。

県条例で定める地域性緑地	大宮緑地環境保全地域	0.93	下馬場緑地環境保全地域	0.90
--------------	------------	------	-------------	------

資料：都市整備課

■公園・緑地



凡例

- 都市公園
- その他の公園
- 地域性緑地
- 都市計画区域



施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■市民一人あたりの都市公園面積 自然環境の保全・整備を図り、市民の要望などを踏まえながら、公園面積の拡大を目指す。	4.19m ² /人	6.35m ² /人

個別施策

1. 計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全《2701》

重点
3

- ①地域住民に親しまれ、防災機能を備えた公園緑地の整備に努めるとともに、霞ヶ浦や河川流域の水辺や平地林などの自然環境の保全・整備に努めます。
- ②新たな公園整備については、社会経済情勢の動向や市民の要望などを踏まえつつ、効率的・効果的な整備手法を検討します。
- ③市民に親しまれる身近な水辺空間の環境整備を検討します。

2. 拠点となる公園の整備・活用《2702》

重点
2

- ①霞ヶ浦沿岸地域交流施設整備計画などに基づき、住民の意見や利用者動向を踏まえつつ、実施計画を策定し、整備推進を図ります。
- ②空港公園については、県及び関係機関と連携し整備促進を図るほか、全国各地からの航空旅客や市民が集い憩う賑わいのある公園となるよう、市民や関係自治体との協働・連携のもと各種イベントを実施します。

3. 公園の適切な管理《2703》

- ①個々の公園に応じた適切な管理を進めるため、各公園の性格に基づく管理形態を明確にし、地区管理助成制度を活用し住民参加による公園管理を促進します。
- ②市民が安心して利用できるよう、公園施設の安全管理の徹底に努めます。

